

各都道府県消防防災主管部長 殿

消防庁国民保護・防災部防災課長
(公 印 省 略)

地方公共団体における業務継続計画の策定について（通知）

地方公共団体における業務継続計画策定状況の調査結果について、別添のとおりまとめ、本日、報道発表を行いました。

地方公共団体は、災害対応の主体として重要な役割を担うことから、庁舎、職員が被災し、人、物、情報等の資源に制約を受けた場合でも、災害応急対策など優先的に実施すべき業務を的確に行えるよう、業務継続計画を定めておくことが重要です。

都道府県については、既に全ての団体で計画が策定されており、市町村についても、今年度末までに策定団体が約9割に達する見込みです。

一方で、未だ業務継続計画を策定できていない団体が残されていること、策定済み団体においても、受援に関する規定を備えている団体は4割程度であることなど、一層の内容充実を図る必要があることから、各都道府県においては、管内市町村に対し、下記の事項について周知及び助言いただくとともに、都道府県においても必要な取組を行っていただくようお願いします。

なお、本通知は消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

- 1 業務継続計画を策定していない市町村においては、「市町村のための業務継続計画作成ガイド」（平成 27 年 5 月内閣府（防災担当））を参考にして、早期に業務継続計画を策定すること。
- 2 既に業務継続計画を策定している団体も以下の項目について取組を行うこと。
 - ① 「市町村のための業務継続計画作成ガイド」において示された業務継続計画の特に重要な 6 要素について定めていない項目がある場合は、その整備を行うこと。
 - ② 受援に関する規定について、業務継続計画への追加や別途独立した受援計画を策定する等、その整備を行うこと。
 - ③ 職員に対する教育、訓練等の実施により業務継続計画の実効性を確認し、必要な見直しを継続的に行うこと。

【問い合わせ先】

消防庁国民保護・防災部防災課
陰山震災対策専門官、木村係長、片山事務官
電話：03-5253-7525
FAX：03-5253-7535